

令和6年五條市議会第2回6月定例会（第3号）

日 時 令和6年6月14日（金） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	岩 本 孝	1 西吉野町の施設について (1) コミュニティセンターについて (2) ゲートボール場について (3) きすみ館について 2 上野公園野球場について (1) 要望書への対応について (2) 整備について	市長・部長 ・支所長 市長・部長
2	谷 勝 啓	1 さくらねこ活動TNRについて (1) ふるさと納税型クラウドファン ディングの使い方について (2) TNRや譲渡会活動のPRについ て (3) 県のTNRの今後の活用について 2 上野公園シダーアリーナのイベント について (1) 何をしているか市民が分かるよう にすることについて	市長・部長 市長・部長

- 第二 報第 十六号 五條市土地開発公社の経営状況の報告について
- 第三 報第 十七号 五條市地域商社株式会社の経営状況の報告について
- 第四 報第 十八号 令和五年度五條市一般会計予算繰越計算書の報告について
- 第五 報第 十九号 令和五年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第六 報第 二十号 令和五年度五條市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第七 報第 二十一号 専決処分の報告について（五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正）
- 第八 議第三十三号 五條市立養護老人ホーム設置条例の全部改正について
- 第九 議第三十四号 五條市過疎地域における市税の特別措置条例の一部改正について
- 第十 議第三十五号 五條市立図書館条例の一部改正について
- 第十一 議第三十六号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について
- 議第三十七号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について
- 議第三十八号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について
- 第十二 議第三十九号 財産の取得について
- 第十三 議第 四十号 令和六年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定について
- 第十四 議第四十一号 令和六年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

一番 仲 山 嘉
二番 秋 本 直 嗣

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	副市長	教育長	理事	技監	市長公室長	総務部長	危機管理監	すこやか市民部長
平 福	井 石	原 西	櫻 平	馬				
岡 塚	上 田	田 本	本 己	場				
清 勝	恵 茂	豊 久	茂 富	由				
彦 充	人 彰	雄 樹	長 子	美				

三番	四番	五番	六番	七番	八番	九番	十番	十一番	十二番
中 谷	吉 田	窪 本	岩 塚	福 口	山 耕	吉 範	藤 子	大 雄	
山	田								
俊 勝	佳								
樹 啓	正 秀	孝 実	司 範	恵					

事務局職員出席者

あんしん福祉部長	谷口	久美
産業環境部長	池嶋	晶
都市整備部長	上井	朗
教育部長	名迫	雅浩
西吉野支所長	岡井	民長
大塔支所長	泉井	伸之
会計管理者	柴田	淳彦
水道局長	林	子
財政課長事務取扱・総務部次長	榮	裕
土地開発公社事務局長	戸野	哲
事務局次長	久保	雅彦
事務局次長	辰巳	大輔
事務局総務係長	神農	典子
事務局係員	番匠	悠輝
速記者	中嶋	大輝

午前十時開会

○議長（福塚 実）ただいまから、昨日の延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。配付漏れはございませんか。

「「なし」の声あり」

○議長（福塚 実）これより、日程に入ります。

日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際は、明瞭的確にお願いいたします。

議員各位には、申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には、一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以内といたします。理事者側各位にも、御協力をお願い申し上げます。

初めに、七番、岩本 孝議員の質問を許します。（「七番」の声あり）七番、岩本 孝議員。

〔七番 岩本 孝質問席へ〕

○七番（岩本 孝）議長から発言の許可をいただきましたので、七番、岩本 孝の一般質問をさせていただきます。

まず、西吉野の施設についてでございます。

一番初めに、西吉野コミュニティセンターについてお尋ねします。

開館はいつですか、このコミュニティセンターの。

○議長（福塚 実）岡西吉野支所長。

○西吉野支所長（岡 民長）七番、岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

開館日は平成二年一月十二日でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）平成二年一月といったら、もう三十五年たちますんですね。最近、三、四年か、五年になるか、コロナ禍の時期でしたが、過去三年間の利用者数を教えていただけますか。

○議長（福塚 実）岡西吉野支所長。

○西吉野支所長（岡 民長）令和三年度が二千二百九十二人、令和四年度が二千五百二十七人、令和五年度が四千七百八十四人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）令和三年と四年に比べて、昨年は五類にコロナがなったということで、利用者数が倍になっておりますねけど、三年前ですか、今まで週五日開けておったのを三日にしましたね。何か利用者から、三日やったら少ないのとか、そういうふうな不満はございませんか。

○議長（福塚 実）岡西吉野支所長。

○西吉野支所長（岡 民長）週三日の開会についての利用者からの御不満の声はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）できてから三十四年ほどたつておると、修繕とかあると思いますが、それはどのように行っていますか。

○議長（福塚 実）岡西吉野支所長。

○西吉野支所長（岡 民長）利用者が安全で快適に御利用いただくため、定期点検で指摘を受けた箇所や劣化の著しい箇所、利用者からの御意見等を参考に、優先順位をつけ、計画的に実施をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）私、あの近くですので、特に最近、気になるんですが、外壁が大変黒ずんでおると。大分これは清掃してないのとか、うのかなと思いますねやけど、それについてはどのようにお考えですか。

○議長（福塚 実）岡西吉野支所長。

○西吉野支所長（岡 民長）これまで平成十三年十月及び平成二十五年三月に外壁の洗浄施工をしておりますが、それ以降は実施をしております。議員お述べのとおり、黒ずみが目立ってきております。財政状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）前に外壁の掃除をしてからもう十年間もしてへんと、それは黒くなりますわね。岡支所長が悪いのと違いますので。指定管理者がするのかどうか、これ分かりませんねけど、これ外壁の清掃をするとなれば、指定管理者がされるんですか。

○議長（福塚 実）岡西吉野支所長。

○西吉野支所長（岡 民長）年間の指定管理料には、修繕料として三十万円が含まれており、三十万円以下のものにつきましては、指定管理者の判断において、指定管理者が実施することになっております。

なお、指定管理料に含まれる修繕料を超えるものにつきましては、市が実施の要否について判断し、必要と判断した場合は市が実施することとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）指定管理者とよく相談のうえ、支所長も私が言うてから、行ってもうて、「大変汚いですね」と言ってくれたと思いますので、よく協議のうえ、三十万円を超える部分か、管理者がするものか、市がするものか、よく御相談して、してほしいと思います。

それをお願いしまして、次の質問に移ります。

次に、コミセンの横にあるんですけど、屋根付きのゲートボール場についてでございます。これは竣工はいつで、その請負金額は幾らでしたか。

○議長（福塚 実）岡西吉野支所長。

○西吉野支所長（岡 民長）竣工年月日は平成八年十二月十五日でございます。総工費は四千百九十万円余りでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）皆さんも御存じのとおり、屋根付きのゲートボール場はあそこにかざいません。五條市からもよく利用されるし、月に何回か、週に一遍ですか、あそこで練習をされておるけれども、西吉野の人のところへ五條市の人も入って練習されておるのをよく見かけます。

これ、大変、大事な施設ですので、私、最近、気になりましたんけど、こんなコンクリートの柱があるわけですね。ゲートボール場、二面あります。その柱の上に鉄筋の梁を、それで屋根をしておるわけですけど、その鉄筋がもうさびが浮いて、よう目立つわけですわ。そのさび

対策、修繕についてはどのようにお考えですか。

○議長（福塚 実） 岡西吉野支所長。

○西吉野支所長（岡 民長） 現在、防錆対策を実施する予定はございませんが、劣化状況によっては大きな事故の原因となるため、専門的な見地等を参考に今後、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実） 七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 西吉野のコミセンの横といたら、五條市からはちよつと遠いように思いますんやけど、城戸までは車でも十五分か二十分で来られる、そこからちょうど県道、工事をしとってんですねけれども、今、通行止めが大方、解除になって、ちよつと待ったら通してくれますので、皆さんに利用、皆さん、ゲートボールをされている方はよく御存じだと思うんですけど、この施設を大事にしたいので、五條市にそれしか、あそこしかありませんので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、西吉野きすみ館について質問させていただきます。

西吉野きすみ館の開館はいつで、いつから休んでおられますか。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 西吉野きすみ館は平成七年四月開館で、平成二十九年度から休館となっております。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実） 七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） もう七年間も、私、五年ほど前かなと思って、時のたつのは早いもので、もう七年も休館がされておると。これはいろいろ機械とかそんなのはあかんし、いろいろな不備が出てくると思うし、前の三月議会ではかの議員が質問されていましたけど、私は、足湯だけでもでけんものかなと。あの温泉は、古くは南北朝時代、あそこから二キロちよつと茄子原のほうへ行く、天辻のほうへ行くところに道端へ温泉が流れ出とって、南北朝時代の武士がけがをしたり病気になるたりしたら、そこで傷を癒したという言い伝えがございます。再利用については、足湯とか、そういうふうなことについてお考えはございませんか。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 現在、休館後七年が経過してございます。機械設備などの更新等には多額の費用を要することが予想されることか

ら、施設の再利用についても困難であると考えてございます。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）この間、地域審議会という西吉野の地域の審議委員さんがおられて、そんな会議があつて、その西吉野きすみ館の再開の話も出たらしいです。それが終わった、その晩に私のところへ電話がかかってきまして、「どないなつとんよ。七年も休んどつて、もう見込みないんか」、そういうふうな電話でございました。御存じのとおり、昔、にしよしの荘があつて、西吉野きすみ館もあつて、あのときはもう西吉野、城戸はもうすごいこと、温泉客がずっと歩いておつたんやけど、もうほんまに火が消えたみたいになつていますんやけど、この西吉野きすみ館の再開の見込みはもう全然ございませんか。

○議長（福塚 実）池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）西吉野きすみ館につきましては、公共施設の在り方検討委員会へ今後の方向性について諮問し、委員会から、「施設を継続するのであれば、今後の計画を速やかに定める。計画を定める見込みがない場合は廃止する。」という答申をいただいております。市として、民間での活用ができないか検討し、サウンディング調査も行いましたが、不調となり、市の財政状況を鑑みた結果、西吉野きすみ館の再整備は困難であると考えてございます。

今後、西吉野地域の振興策につきましては、西吉野きすみ館に代わるハード的な事業ではなく、地域住民の生活に役立つよう交通手段の改善や買物支援などのソフト事業について検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今、部長から答弁がございましたが、これについて平岡市長のお考えをちょっと聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（福塚 実）平岡市長。

○市長（平岡清司）西吉野きすみ館につきましては、開館後、三年目から赤字続きとなっており、累計で約二億一千八百万円の赤字となっております。施設の利用者も開館当初七万人を超えていましたが、徐々に減り続け、休館前の平成二十八年度には一万四千人を切るまでに、八割以上減少しております。西吉野きすみ館の再開には、採算性も考慮して検討しなければならないと考えており、過去の実績を見ますと、非常に難しいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）平岡市長は、就任以来、いろいろなことにスピード感をもって対処してくれて、その部分については、私も認めるところでございます。しかしながら、地元の者にとつては、先ほども申しましたように、もうほんまに火が消えたみたいになって、特にコミセンから宗松の、それから天辻のほうにかけて、茄子原の奥のほうにかけて、ほんまに少子高齢化が大変進んで、何かほんまに、どないいうかな、口で言うのはやすいんやけど、するとなったらそれは難しいと思います。しかし、何か振興策いうんか、西吉野地域、平成十七年ですか、五條市、西吉野村、大塔村が合併して、大塔ももう人口が少ななってます、西吉野もこの南部地域はもうほんまに少子高齢化、もう高齢化率五〇パーセントを超えていると思います。北部地域においては、柿、梅等、果樹とかいろいろ賑やかいうんか活性化はしていると思いますねやけど、再度、西吉野地域について、市長の振興策か何かそういうのは、今、考えているのを、なかったらもう結構ですけど、何かどういふものがあるかというふうなお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（福塚 実）平岡市長。

○市長（平岡清司）西吉野きすみ館につきましても、就任させていただいてから現場の視察をしました。実際、何かの活用ができないかなというところで私も大分考えたところです。正直申し上げまして、ちょっとお金が非常に、改修するのには何億とかかるのではないかなという話もございますし、今現在において、解体をするというところにも、何年か前の試算では、もう二千万円以上かかるというふうなこともございます。そして、今現在、借地というところもございます。そんな中、いろんなこと、今、正直考えています。そんな中で、なかなかいい策が正直ございません。そんな中ではありますけれども、そんなことを言ったら前に進むことができませんので、いろんな検討の結果、また皆さんの御意見をいただきながら、西吉野きすみ館を今後どうしていくという結果は出していかなければならないのかなというふうにも思っています。

そんな中で、先ほども答弁にありましたが、今度、ソフト面に対しましても、やはり地域公共交通であったり、西吉野の方々が安心して暮らせるところに私はやっていかなくてはならないというふうにも考えています。そんな中で、やはり地域の皆さんの御意見もしっかりいただきながら検討してまいりたいというのが現状のところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）再開に向けては大変厳しいと、私もそういう面は理解しております。

今、市長の答弁にもありましたように、あれは借地でございます。部長、四月から代わって分からんかも分かりませんが、借地は、あれをもう七年間も前から、何にもせんと借地料だけ払っているんですね。それについて、もう土地を返すわと、そういうふうな、私、どんな契約になって、建物をあんばい解体してからしか返されへんとか、そういうのは分かりませんねけど、その借地料、もう今、途中で何年契約になっていると、それで、上に地上権があると思いますんねやけれども、その借地料については、これは通告はしてなかってんけど、その辺についてはどうですか、分かる範囲で。戸野君、言ってくれても構へんし、分かっている人で結構です。

○議長（福塚 実）池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）契約にしましては、五十年の契約になっています。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）はい、分かりました。五十年やったかね。それに関係してやけど、西吉野きすみ館とちごて、きすみのつく、きすみグラウンドも五十年ですか。そんなん分からへんですか。同じことやろうな。あそこかて、下、もうほんまに丹生川の清流が流れておって、ちよつと上に行ったら、つり橋、春にはいろいろな花が咲き乱れて、「桃源郷」だと言われて、観光客も多く、邪魔になるほど、カメラ、写しに来て、もう交通の邪魔をしてしゃあないんですわ。そのぐらい来てくれるんやから、あれを使つての何か利用策、利用というのか、活性化というのをお願いしまして、答弁、お願いします。

○議長（福塚 実）岡西吉野支所長。

○西吉野支所長（岡 民長）ちよつと地代のほうなんですけれども、予算のほうで確認させていただきましたと、七十一万八千円ということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「借地料やな。」の声あり）借地料です。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）次に、時間、二十分の予定やつてんやけれども、もう過ぎましたので。

上野公園の野球場について質問します。

この野球場は、皆さんも御存じのとおり、市内外の人からよく利用されております。一年か二年、また、二回ほどか、県の軟式野球連盟と

市の野球連盟の会長と連名で要望書が出ているとお聞きしているんですけども、それに対する対応について、答弁、お願いします。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 議員お述べの要望書は、令和八年九月に奈良県での開催が決定されています。「天皇賜杯第八十一回全日本軟式野球大会」が上野公園野球場で行われることに伴い、選手が安全にプレーできるよう、施設の改善、改修等を要望するものです。

上野公園野球場は、整備から四十年以上経過し老朽化が進んでいることから、要望内容を勘案し、改修に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実） 七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 要望書が出てから、始めの要望書が出てからやったら、もう一年半以上たっているんじゃないかな。その間に何もされてないということでございますか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 議員お述べの要望書の提出日は令和四年十二月十七日でございます。十二月というところで、当時、令和四年の次年、令和五年度の予算編成期が終わっていたということ、その後に予算編成をというところが国民スポーツ大会等のお話もあったということで、内容整備に時間がかかったということでございます。ただ、軽微な修繕、改修等によるところも留保されたというところですので、早急に進めるように行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実） 七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） その整備については、予算の許す限り、できるところから、今、答弁にもございましたように、県の大会が予定されておつて、また、何年か先には、昔の国体、今、国民スポーツ大会ですか、それが計画されているように聞いておりますので、整備をよろしく願います。それについても、市長、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（福塚 実） 平岡市長。

○市長（平岡清司） グラウンド整備については、ただいま担当部長の答弁にあつたように、計画的に進めてまいります。

軟式野球についての思いというところですが、最近は児童生徒の減少から小学生のチームが少なくなってきたて残念に思っていたところ、今年「牧野ジュニアーズ」が全国大会に出場するといううれしいニュースを聞き、大変うれしく思っています。

また、天皇杯全国軟式野球大会の開催決定や国民スポーツ大会の軟式野球大会が開催されるのが検討されています。スポーツは心身や精神的状態を健康に保つためとしては有効なことだと思っています。軟式野球はもちろんのこと、他の競技に対しても、市として支援できるところは支援してまいりたいと考えております。

この間、上野公園で大会がありまして、二十四チームですが、県から来ていただきまして、久しぶりに、いつも五條市の大会に行かせてもらうのに二チームしかない、非常に寂しいなと思っておったんですけども、この間は、私たちが子供のときはそれぐらいのチームがあったのかなというふうな思いで見えておりました。多くの子供たちが来てくれて大変うれしく思っていて、やはり五條の少年野球チーム、頑張っているなと思っていたら、ちょうど優勝したという報告も聞かせていただきまして、今度、全国大会は明治神宮野球場で三十九年ぶりですね。大会に出場していただけるということで、また壮行会に来ていただけるというふうなうれしい報告も聞かせていただいております。やはり野球だけではなく、ほかの競技に対しても、やはり子供たちをしっかりと応援してまいりたいというふうな気持ちでおりますので、また皆様方の御協力のほどもよろしくお願いしたいなというふうに思っています。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）ありがとうございます。私も小さいときはスポーツが好きで、今でも、自分は動くのはあかんのやけど、見るのは、野球、サッカー、ゴルフ、何でも、ちょっとヘディングし過ぎて、頭、こないなりましてんけど。高校時代はインターハイも出ていますし、特に野球に関しては、市長もそうですけど、私も自分自身、キャッチャーやら、サードしとって特に関心がございまして。県の大会とか、そういうのがある予定になっておりますので、どうか予算の範囲内で、それをどないか補助金でも取るようにして整備を進めてほしいとお願いいたします。私の質問を終わります、ありがとうございます。

○議長（福塚 実）以上で、七番、岩本 孝議員の質問を終わります。

次に、四番、谷 勝啓議員の質問を許します。（「四番」の声あり）四番、谷 勝啓議員。

〔四番 谷 勝啓質問席へ〕

○四番（谷 勝啓）議長から発言の許可をいただきましたので、四番、谷 勝啓の一般質問を通告に従い始めさせていただきます。

一、さくら猫活動TNRについて、今月号の広報五條に「動物の遺棄、虐待は犯罪です。」と大きく載せていただいています。その中で、子犬や子猫は空腹や寒さで衰弱死したり弱ったところをカラスに狙われたりすると書かれています。そういった不幸な動物を少しでも減らす

ため、TNRは重要な活動と考え、今回も一般質問をさせていただきます。これまでも議会の一般質問においてお尋ねしているところですが、昨年六月議会において、TNR活動についての予算の確保についてお尋ねしたところ、ふるさと納税型クラウドファンディングを行い、寄附を募るとの答弁をいただいておりますが、その結果、どうであったのか、お伺いします。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 四番、谷議員の御質問にお答え申し上げます。

昨年十二月から、ふるさと納税型クラウドファンディングを実施した結果、本年二月までに目標額の百万円に対して百万円の寄附金を頂くことができました。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実） 四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓） 百万円の寄附金が集まったのですが、その活用についてどうなっていますか。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 寄附金につきましては、本年度、TNR活動団体へ補助金を交付し、活動を支援していきたいと考えてございます。以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実） 四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓） 地域猫の確保には費用がかかると聞いていますので、実情に応じた補助金にしたいだけますようお願いいたします。

次に、TNRや譲渡会のPRについてですが、御所市では、庁舎内のモニターに「猫の譲渡会」等についての画像が流れています。五條市においてもチラシの設置や譲渡会のパネル展を実施していただいておりますが、さらにTNR活動について、幅広く皆様に周知するため、庁舎内にあるモニターに画像を流すことはできないのでしょうか、お伺いします。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 庁舎一階には、東側玄関付近大型モニターを含め五箇所のモニターが来庁者の皆様が見やすいところに設置されております。活動を幅広くPRするには有効な手段と考えられますので、関係課と協議し、実施について検討してまいります。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実） 四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓） よろしくお願いいたします。

次に、県のTNRについての活動ですが、現在、五條市では、広域財団法人動物基金に登録して、地域猫の無料不妊手術チケットをボランティア団体に配布してもらっていますが、手術してもらえらる動物病院が大阪府池田市と非常に遠く、病院に連れて行くのにも困っています。奈良県でも同様に無料チケットの配布事業を実施しており、御所市でも活用しています。手術できる動物病院は奈良県内となっていますので、五條市でも奈良県のTNRを活用することはできませんか。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 奈良県のTNRについてのどのような制度になっているか、調査を行い、ボランティア団体の皆様がより活動しやすくなるよう検討してまいります。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実） 四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓） ボランティアの人たちがマイナス収支でTNR活動してもらっている部分が多いので、五條市役所もできるだけ協力、お願いいたします。

次に、上野公園、シダーアリーナのイベントについて。

上野公園、シダーアリーナは、憩いの場や健康増進の場として、球場では野球大会、サッカー場では練習試合や大きな大会も行われ、また、シダーアリーナにあつては、バスケットボールをはじめとする球技や弓道などのスポーツであったり、こども園の運動会や発表会、研修など幅広く使っていただき、市民はもとより近隣の人々に親しんでいただいている施設でうれしく思っているところです。

ところが、近くを通り過ぎますと、市道と隣接している駐車場が土曜日や日曜日、祭日にはいっぱいになっていることが多く、何をしているのかな、自分の好きなスポーツなんかがあれば見に行きたいなという意見を市民から承ります。施設利用周知はどのようにされているか、教えていただけませんか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 上野公園及びシダーアリーナの利用予定につきましては、シダーアリーナ玄関に設置いたしました大型モニターにより一か月分の利用予定を掲示しております。また、上野公園駐車場内にも利用予定表を掲示板に掲げています。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）施設内での周知ということなのですが、せっかく多くの方々が利用していただいていることもあり、利用者の利便性を含め、また誰でも分かるような周知はほかにはありませんか。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）現在、行っている利用予定の掲示以外の周知方法といたしましては、LINEなどのSNSによる周知方法を検討し、より多くの方に知っていたただけるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（福塚 実）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）五條市のLINEは二日に一度ぐらい通知されているようですが、毎週、曜日を決めて掲載していただきたいと思います。

○議長（福塚 実）以上で、四番、谷 勝啓議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、十時五十五分まで休憩いたします。

午前十時三十八分休憩に入る

午前十時五十五分再開

○議長（福塚 実）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第二、報第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）報第十六号 五條市土地開発公社の経営状況の報告について。

○議長（福塚 実）報告を求めます。日浦土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 日浦雅文登壇〕

○土地開発公社事務局長（日浦雅文）失礼いたします。ただいま上程いただきました、報第十六号 五條市土地開発公社の経営状況の報告について、地方自治法第二百四十三条の第三第二項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の五條市土地開発公社「令和五年度決算書・事業報告書」の一ページを御覧いただきたいと存じます。それでは、「令和五年度五條市土地開発公社決算書」について御報告を申し上げます。

まず、「一 収益的收入及び支出」（一）収入の部でございますが、第一款土地開発事業収益の予算額、合計二千五百五十八万八千円に對しまして決算額は二千二百六十五万一千四百六十二円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、第一項の事業収益につきましては一千九百九十九万三千百六十八円となっております。当該決算額の内訳は土地売却収益でございます。

次に、第二項の事業外収益につきましては、二百六十五万八千二百九十四円となっております。

当該決算額の内訳は五条駅前臨時駐車場収益等でございます。

続きまして、「（二）支出の部」でございますが、第一款土地開発事業費用の予算額合計二千三百四十九万一千円に對しまして決算額が二千二百五十六万七千三百四十七円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、第一項の事業費用につきましては二千二百二十五万七千三百二十七円、第二項の事業外費用につきましては三十一万二千二百円でございます。

恐れ入りますが、二ページを御覧ください。

続きまして、「二 資本的收入及び支出について」でございます。

まず、「（一）収入の部、第一款資本的收入の予算額十三万八千円に對しまして決算額が二万七千五百六十六円となっております。

当該決算額の内訳は、第一項利子補給金でございます。借入金の利息支払額に對する市からの利子補給金二万七千五百六十六円でございます。

続きまして、「（二）支出の部、第一款資本的支出の予算額二千四百七万一千円に對しまして決算額が二千三百五十八万五千七百九十六円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、第一項の用地取得造成事業費につきましては、決算額が三百五十八万五千七百九十六円となっております。

当該決算額の内訳は測量及び草刈業務等の委託費等でございます。

第二項の借入金償還金につきましては、決算額が二千万円となっております。

当該決算額の内訳は市基金借入金への償還金でございます。

また、資本的収入が資本的支出に対し不足する額二千三百五十五万八千二百三十円につきましては、損益勘定留保資金で補填しております。次に、三ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは損益計算書でございます。

令和五年度における当公社の経営成績を明らかにするため、会計期間に属する全ての収益と、これに対応する全ての費用とを記載して年度の経営の状況並びに純利益を表示するものでございます。

一の事業収益一千九百九十九万三千六百八十八円から、二の事業費用合計二千二百二十五万七千三百二十七円を差し引いた額であります事業損失二百二十六万四千四百五十九円に、三の事業外収益合計二百六十五万八千二百九十四円を加え、四の事業外費用三十一万二十円を差し引いた額であります八万四千四百十五円が当年度の経常利益となり、当年度純利益は八万四千四百十五円の黒字となりました。

続きまして、四ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、余剰金計算書並びに余剰金処分計算書でございます。

令和四年度末の準備金の残高二億二十八万四千三百七十七円に令和四年度の純利益である前年度繰入金六千六百五十万一千三百四円を繰り入れ、利益準備金の合計は二億六千七百七十八万五千六百八十一円となっております。

また、令和五年度の純利益である当年度未処分利益剰余金八万四千四百十五円を利益準備金に積み立てるものとしております。

続きまして、五ページ、六ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは貸借対照表でございます。

令和五年度における当公社の財産状況を明らかにするため、貸借対照日であります令和六年三月三十一日における全ての資産・負債及び資本の現在高を記載しているものでございます。

五ページの一番下の行の資産合計二十億二千三百八十一万六千三百三十八円に対しまして、次のページ、六ページの中ごろに記載しております負債合計が十七億五千六百九十四万八千四百二十二円、また、下から二行目の資本合計が二億六千六百八十六万九千七百九十六円で、負債・資本合計は二十億二千三百八十一万六千三百三十八円となります。

続きまして、七ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、キャッシュ・フロー計算書でございます。

令和五年度における当公社の現金の動きを明らかにしたもので、令和五年度における現金及び現金同等物評価額はマイナス百五十三万九千九百二十九円となり、期末残高は一千八百五十万八千七百七十六円となりました。

次に、八ページを御覧ください。

続きまして、令和五年度の五條市土地開発公社事業報告を申し上げます。

令和五年度事業の総括といたしましては、一、継続事業はございません。二、その他の事業保有土地の売却は、契約日、令和五年九月十五日、場所、今井島台工業団地、五條四丁目、面積三十九・二三平方メートル及び場所、市道五條吉野線事業用地、五條四丁目、面積百十五・五六平方メートル、金額百八十四万九千円、売却先、株式会社森岡組、次に、契約日、令和五年十一月十六日、場所、岡口道路改良事業用地、岡口二丁目、面積百五十七・零五平方メートル、金額一千八百十四万四千六百八十八円、売却先、五條市の二件で、事業用地としては三箇所でございます。

そのほか、保有土地の暫定利用といたしまして、五條駅前整備事業用地を臨時有料駐車場として利用しております。

また、公社が保有する土地につきましては、草刈り等の実施による適切な維持管理、さらに簿価上昇の抑制を図るため、引き続き基金から借入れを行っているところでございます。

次に、九ページを御覧ください。

三、臨時駐車場利用状況では、JR五條駅前臨時駐車場における月別の利用状況を記載いたしております。

また、四、経理の状況では、令和五年度の収益的収支及び資本的支出の状況について記載いたしております。

続いて、十ページを御覧ください。

五、理事会の議決事項、六、職員に関する事項を記載いたしております。

続きまして、十一ページから十二ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますのは財産目録でございます。

令和五年度末における公社が所有する財産、すなわち資産及び負債の全てを目録にしたもので、この財産目録により当該事業年度末における公社の正味財産が計算される書類でございます。

まず、資産の部でございますが、合計で二十億二千三百八十一万六千三百三十八円となっております。この内訳といたしましては、現金や預金、また事業活動において経常的又は短期間に反復して発生する取引に伴い、発生した資産、さらに短期間に消費され又は他の形態に転換する資産であります。流動資産につきましては、現金預金の一千八百五十万八千七百七十六円、基本財産の五百万円、未収金の十九万九千二百六十一円、事業用地の二十億十萬三千二百一十円となっております。

次に、十二ページの負債の部でございますが、合計で十七億五千六百九十四万八千四百四十二円となっております。この内訳といたしましては、長期借入金として五條市基金からの借入れが十三億五千五百六十八万円でございます。

そして、事業活動における取引によって発生した負債であります。流動負債は四億百二十六万八千四百四十二円となっております。結果といたしまして、差引正味財産は二億六千六百八十六万九千七百九十六円となっております。

十三ページ以降の付属資料につきましては、説明を割愛させていただきます。

続きまして、「令和六年度五條市土地開発公社・事業計画書、予算書、資金計画書」について御報告を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の「令和六年度五條市土地開発公社・事業計画書、予算書、資金計画書」の一ページを御覧ください。

最初に、令和六年度事業計画から説明させていただきます。

一の一般用地取得造成事業計画の新規事業及び継続事業、二の公共用地取得事業計画の新規事業については、双方とも令和六年度の計画はございません。

続きまして、二ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、継続事業でございますが、事業用地名の一、今井島台工業団地から七、野原新町公共用地までの七つの事業用地につきましては、事業計画費を合計二百二十八万五千円計上いたしております。

事業計画については以上でございます。

続きまして、令和六年度予算を御説明申し上げます。

三ページを御覧いただきたいと存じます。

最初に、第二条の収益的収入及び支出の予算額でございますが、公社の単年度における経常的な事業活動を示すものであり、事業活動に伴い発生する全ての収益と全ての費用が現金収支の有無にかかわらず、発生の事実に基づいて計上されるものであります。

収入の部では、第一款土地開発事業収益といたしまして一千五百八十一万一千円を計上いたしております。

その内訳でございますが、第一項の事業収益につきましては一千三百二十四万六千円を、次に、第二項の事業外収益といたしまして二百五十六万五千円を計上いたしております。

続きまして、支出の部でございますが、第一款土地開発事業費用といたしまして一千五百六十万六千円を計上いたしております。

その内訳でございますが、第一項の事業費用につきましては一千三百二十二万六千円を、第二項の事業外費用といたしまして八十八万円を、第三項の特別損失として百万円を、第四項では予備費として五十万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、四ページを御覧いただきたいと存じます。

第三条の資本的収入及び支出の予算額でございますが、資産の処分の有無にかかわらず、資産の増加に係る支出、例えば公有地の取得費や負債の減少に係る支出、長期借入金償還金及びこれらに必要な資金収入を計上するものであります。

また、資本的収入額の十三万六千円が資本的支出額の一千二百二十八万五千円に対して不足する額であります一千二百十四万九千円は損益勘定留保資金で補填するものとしております。

まず、収入の部でございますが、第一款資本的収入といたしまして、第一項利子補給金十三万六千円を計上いたしております。

次に、支出の部でございますが、第一款資本的支出といたしまして、第一項用地取得造成事業費二百二十八万五千円を計上しており、第二項借入金償還金一千万円を計上しております。

予算については、以上でございます。

続きまして、令和六年度資金計画を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、一の受入資金でございますが、先ほどから御説明を申し上げました、「二」の事業収益から「五」の未収金の合計三千四百四十七万円でございます。

次に、二の支払資金でございますが、「二」の事業費用から「七」の未払金の合計一千六百十二万三千円となっており、差引で一千八百三十四万七千円の資金残高を見込んでおります。

続きまして、六ページから七ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま御覧いただいておりますものは、令和六年度予定貸借対照表でございます。令和六年度における当公社の財産状況を明らかにするため、貸借対照日であります令和七年三月三十一日に予定する全ての資産、負債及び資本を記載したものであります。

資産合計の二十億一千二百七十三万九千円に対しまして、次の七ページにございます負債合計が十七億四千五百六十八万円、資本合計が二億六千七百五十九千円で、負債・資本合計は二十億一千二百七十三万九千円でございます。

引き続きまして、八ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは債務に関する計画書でございます。長期借入金の令和五年度末の債務額十三億五千五百六十八万円で、令和六年度中に新たな借入れをする予定はございませんが、一千万円の償還を予定しておりますので、令和六年度末の債務額は十三億四千五百六十八万円となる見通しでございます。

なお、九ページ以降の令和五年度予定損益計算書及び予定貸借対照表、令和六年度五條市土地開発公社予算説明書につきましては、説明を割愛させていただきますので、後刻、御清覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、報第十六号 五條市土地開発公社の経営状況の報告についての報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実） 報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） まず、令和五年度の決算書のほうをお願いしたいと思います。

今の報告では、三ページ、わずかですけれども、八万四千百十五円の黒字という報告がありましたね。そして、その次に、八ページ、保有地の売却として、今井島台工業団地、五條四丁目と市道五條吉野線事業用地等で一千八百四十九万円、売却していますね。また、その下の岡口道路改良事業用地、これも一千八百四十四万六千八百十八円ですか、一千八百じゃない、百八十四万九千円ですわね。売却はこれだけあったということですけども、そして、黒字もわずかですけれども、あつたわけですね。そして、現金もありましたね。

五ページ、流動資産、現金、預金、一千八百五十万八千七百七十六円と、これだけの黒字、売却、現金があるわけですけども、これ五條市から基金から借りていますやろ。財政調整基金やら、減債基金やら、あの基金から、大体、まだ十億円以上借りているのところがいますか。この返済にこの決算で何ぼか返済してくれましたか。その辺どうですか。

○議長（福塚 実） 日浦土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（日浦雅文） 十二番、大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。借入金につきましては、決算書の十九ページを御覧いただきたいと存じます。

こちらのほうが長期借入金減債高明細書でございまして、令和四年度の残高が十三億七千五百六十八万円ございました。そちらのほうで二千万円、昨年度、返させていたしまして、十三億五千五百六十八万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今の説明は、五條市の財政調整基金とか、減債基金とか、その基金から借りたやつは返済、これ違いますやろ、これ。私の質問は、この返済もそれは大事やけれども、五條市の基金から借りているんですよ。その基金に対するこれ返済と違いますのか。この事業内に五條市の財政調整基金やら基金から借りているというのは入っていませんやろこれ。担当のほう、借入れの全体の中で、五條市の基金から借りているというのは、この決算書のどこに入っていますの。ちょっと詳しいところを御答弁してください。これ入っていませんやろ、今の答弁の中でも。

○議長（福塚 実） 日浦土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（日浦雅文）失礼いたします。今、借入金とさせていただきますのは、市からの基金のみとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）私の質問の答えになりませんわ。今分かれへんかったらええからね。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）決算書の八ページが一番下になるんですけども、簿価上昇の抑制ということで、金利負担による簿価上昇を抑制するため、借入金については、市中銀行から市基金への借入れを平成二十四年度から継続して実施しているということでございますので、今現在市からの基金からの借入れのみでございます。そこに二千万円、償還させていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）だから五條市の基金から借りたやつが入ってませんやろ。十億円以上、借りていると思いますよ。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）先ほども申しましたが、公社の局長も説明させていただきましたが、十九ページにあるこの基金の借入れ残高が今現在、

公社が基金から借入れをしている残高でございます。そこに二千万円の償還をさせていただいているということです。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） それでは、この八ページの売却のところですけども、これ今井島台工業団地、面積三十九・二三平米と市道五條吉野線事業用地、五條四丁目、面積百十五・五六平米を百八十四万九千円で売却していますわな、これ。これはこれでいいんですけどね、買ってくれたところがあつたから売却しているのはいんやけども、この百八十四万九千円と、その下の岡口道路改良事業用地、岡口二丁目、百五十七・〇五平米、これ大体、上の二つ足したやつと、この下の岡口の面積も一緒なんですけど。上は百八十四万九千円、下は同じような面積なのに一千八百十四万四千六百八十八円、これだけ何でこれ価格に格差がつくんですか。平米単価、これ物すごい違いますね。面積大体一緒ですよ、これ。上の今井島台と、市道五條吉野線、二つ面積を足したら大体百五十四平米です。岡口道路もこれ百五十七平米、大体、平米、一緒なんです。上は百八十四万九千円、下は一千八百四十四万円で、これだけ何で平米単価が違いますのか。

○議長（福塚 実） 日浦土地開発事務局長。

○土地開発公社事務局長（日浦雅文） 失礼いたします。こちらなんですけれども、民間売却を行いました五條四丁目の今井島台工業団地及び市道五條吉野線事業用地につきましては、不動産鑑定を基に売却を行っております。

また、五條市に売却を行った岡口二丁目の岡口道路改良事業用地につきましては、簿価による売却を行っておりますので、金額に差がございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 何点かお聞きしたいと思います。

まず、五条駅前の駐車場の概要でございますけれども、あこ何台ぐらいのスペースがあつて、一時預かり、何台、現在、令和五年度、利用していただいているのか。

そして、あそこのゲートで全ていけるのかな。その方々はゲートを開けられる、カードなりを持っておつて、ほかの人は入れないという状態、今の現在の状態を教えてくださいいただけますか。

○議長（福塚 実） 日浦土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（日浦雅文） 九番、山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在、五条駅前臨時駐車場につきましては、最大六十四台の駐車場がございます。こちらにつきましては、ゲートとか、老朽化いたしておりますので、ゲートのほうは撤去させていただいておりますので、カードによる通行というのはさせていただいております。

あと実績なんです、こちら九ページにございまして、四月までは一時預かりがございましたので、一時預かり三十台、月極めが六百五十台ということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） スペースは六十四台のスペースがあるんでしょう。毎月五十八台あるから、もう月極めばかりで一般の方は利用できないというような状況にあるさかいにゲートも撤去して月極めのみにしたということですか。これ三回しかないんです、質問。こんなことで時間を質問回数、使いたくないんですけど。

○議長（福塚 実） 日浦土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（日浦雅文） 失礼いたします。臨時駐車場につきましては、平成十七年の七月末から臨時駐車場として使用させていただいております。今現在、一時貸しの駐車場は有料でございますが、駅周辺の民間駐車場もございます。あと短時間であれば、旧庁舎の正面玄関の駐車場を利用できるという状況にもなっております。また発券機が老朽化し、トラブルも頻繁に発生し、修繕を行うにもメーカーに部品がなく、機器の入替えには多額の費用を要することから、令和五年三月に開催いたしました令和四年度第三回公社理事会において、一時預かり事業の廃止を決定いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 六十四台、すっかりスペースが埋まるような形と、大変あその状況、存じ上げております。草が生い茂ってなかなか置きにくい、水たまりもあるというふうな状況の中で利用していただいていると思います。すっかり利用していただきたい。

もう一点、お聞きしたいのが、五条駅の北部広場整備事業用地並びに五条駅前整備事業用地、この用地取得、いつ用地取得をしたのか。そしてまた、その面積、これ恐らく当時の五条駅周辺の整備事業で南北道をつけようとして入手した土地だと思うんですけども、今後においてその計画をどう見ていくのか、その辺、お答え願えますか。

○議長（福塚 実） 日浦土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（日浦雅文）失礼いたします。五条駅前整備事業用地及び五条北広場整備事業用地、五条南北連絡道事業用地につきましては、十八ページに、今、期首残高といたしまして、面積が出ておりまして、五条駅前整備事業用地につきましては四千八百五十九平方メートル、五条駅北広場整備事業用地につきましては九百五平方メートル、南北連絡道事業用地につきましては九百一十一平方メートルとなります。

先行取得させていただいた年度といたしましては、五条駅前整備事業用地が昭和六十九年から、北広場につきましては平成五年、南北道につきましては平成七年ということになっておりまして、こちらにつきましては、公社といたしましては、市が買い戻しを行うまでの間は草刈り等を行い、適正な維持管理を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）失礼いたします。ただいま御質問ありました五条駅周辺並びに南北連絡道の整備計画、事業計画についてでございますが、現時点においては未定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）これ最後にさせていただきますけれども、昭和六十一年ですから、三十年以上、経過していますね。そうした土地もこれ塩漬けになっている土地と言ってもいいような土地を、新たな事業も見込めない中で、こういった多額の金額を投入して、それが五條市の負担となっているのはもう間違いない話でございます。そうした中において、今後、これを検討して見直していくことを始めなくては、いつまでたってもこの土地が五條市にとっては赤字を生む大きな要因となっているのではないかと思います。

これ、現在、今、部長、お答えになりましたけれども、事業計画はそのまま、とどまったままということですね。新たに事業計画は立っていないということですが、今後において、もう売却するなり、事業が新たに見込めないのであれば、売却するなりの方針を立ててくたはいけないと思うんですけれども、それについて、市長、どうお考えになりますか。

○議長（福塚 実）平岡市長。

○市長（平岡清司）今、議員お述べのとおりだというふうに思っています。今の段階で言うと、更なる事業というのはちょっと考えにくいかなというふうに思っていますので、私自身も不用なところはやはり維持管理もかかりますし、そういうふうな中では売却の方向で進めてまいり

たいなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 先ほどの公社事務局長の説明でちよつと誤りがありました。五条駅前整備事業用地の先行取得年月日ですけれども、昭和六十九年と申しましたが、昭和六十九年九月の間違いでございました。すみませんでした。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

以上で報第十六号の報告を終わります。

○議長（福塚 実） 次に、日程第三、報第十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 報第十七号 五條市地域商社株式会社の経営状況の報告について。

○議長（福塚 実） 報告を求めます。池嶋産業環境部長。

〔産業環境部長 池嶋 晶登壇〕

○産業環境部長（池嶋 晶） 失礼いたします。ただいま上程いただきました報第十七号 五條市地域商社株式会社の経営状況の報告につきまして、地方自治法第二百四十三条の第三項の規定により御報告申し上げます。

お手元の別冊資料、令和五年度事業報告書（第四期）の三ページを御覧いただきたいと思います。

令和五年度の事業報告の実施状況でございます。

初めに、指定管理事業の実施についてでございます。

大塔公の施設の指定管理者として、令和三年度から大塔山村体験実習センター、大塔総合案内センター及び大塔郷土館の三施設について管理運営事業を行ってきました。施設の運営については、今まで休憩スペースとして利用していた道の駅レストランの営業を八月から再開し、大塔郷土館では十月から株式会社イトバナシ様の協力により運営を行っております。

次に、地域商社産業創出事業の実施についてでございます。

令和二年度から三年間行っていました地域商社産業創出事業ですが、柿の葉を活用した「葉っぱビジネス」では、西吉野町及び黒駒町

に植えた柿の木の育成を行っております。葉の収穫までにはもうしばらくかかる見込みとなっております。

次に、業務の状況についてでございます。株式会社化四年目となる令和五年度も前年度に引き続き新型コロナウイルス対策を図りながら企業運営を行ってまいりました。とりわけ指定管理事業については、新型コロナウイルスの第五類への変更に伴い、ポストコロナへの対応を進め、また人件費などの経費の見直しなどに取り組みしましたが、令和五年度の当期純損失金額は七十二万五千五百七十四円となりました。

部門別事業といたしまして、初めに、指定管理事業についてでございます。

三ページ下段から四ページを御覧いただきたいと思っております。

令和五年度の大塔公の施設、ロジ星のくに、道の駅吉野路大塔、大塔郷土館の指定管理事業の状況について御報告いたします。

ロジ星のくにでは、主に宿泊業務、食事、天体観測等の営業を行う中、一般の方の利用のほか、市内小学校の課外活動の利用がありました。また、市外での出張観測会などを行い、当該施設のPRを実施いたしました。

令和五年度の利用者数は四千二百十五人、当期売上高は一千七百十三万二千三百三十五円となりました。

次に、道の駅吉野路大塔では、店舗での五條市内産の柿の販売のほか、ふるさと納税返礼品の出品やブランド協議会メンバーの取扱商品を中心としたインターネット販売などを行ってまいりました。

また、八月からレストランの営業を再開しており、令和五年度の利用者数は二万三千百五十五人、当期売上高は三千三百二十一万八千九十八円となりました。

最後に、大塔郷土館では、そばや柿の葉ずしなどの飲食の提供及び物産品の販売等を行っていましたが、十月から株式会社イトバナシ様の協力により営業を行っており、令和五年度の利用者数は四千五百五十二人、当期売上高は二百二十万三千二百円となりました。

社会貢献事業といたしましては、星とホタルの鑑賞会、望遠鏡工作教室などを行いました。

続きまして、令和五年度の決算状況について御報告申し上げます。

別冊の決算報告書の二ページ、貸借対照表を御覧願います。

左側、資産の部、合計が四千二百六十二万五千九百一円、右側、中段、負債の部、合計が六百二万五千六百八十二円で、同じく右側下段の純資産の部、合計が三千六百六十二万二千九百九十九円となっております。

負債及び純資産合計が四千二百六十二万五千九百一円でございます。

次に、三ページの損益計算書を御覧ください。

右端の欄、上段の売上高合計が七千五百九十三万三千三百四円、中段の売上原価が二千三百九十一万二千七百四十七円、売上純利益金額が五千二百二十五万五千七百七円でございます。

次に、四ページを御覧ください。

右端の欄、中段の販売費及び一般管理費合計が五千五百三万六千六百七十三円で、営業損失金額は百一万六千六百十六円となり、営業外収益合計の六十六万二千二百十五円を加え、営業外費用の雑損失十八万四千七百七十三円を差し引いた経常損失金額は五十三万九千七百七十四円でございます。また、法人税等の十八万二千五百円を合わせた当期純損失金額は七十二万一千五百七十四円となります。

次に、五ページの株主資本等変動計算書を御覧ください。

資本金の当期首残高、当期末残高、二千九百三万円で増減はございません。

六ページにあります個別注記表につきましては、後刻、御清覧願います。

以上で令和五年度の五條市地域商社株式会社の事業報告及び決算報告とさせていただきます。

続きまして、令和六年度の事業計画及び収支予算についてでございます。

お手元の別冊資料、令和六年度事業計画書（第五期）の二ページを御覧ください。

二の指定管理事業でございます。令和三年度から指定管理者として大塔公の施設の管理運営を行っておりますが、ロジ星のくのに経営状況を好転させるべく、営業・広報活動等や情報発信を行うなど効果的で効率的な事業展開を目指してまいります。

三の地域商社事業でございますが、令和六年度は市内各種事業者との連携をさらに強化し、地域資源の掘り起こしや組み合わせ、商品化などに取組み、市内産業の全体的な活性化を目指してまいります。

次に、四ページ、収支予算書を御覧ください。

予算につきましては、前年度対比でお示しております。

当期収入は一億四百五十八万一千円に対し当期支出は九千五百五十二万六千円としており、当期収支差額は九百五万五千円の単年度黒字を見越しております。

前年比増収見込みの主な理由といたしましては、昨年八月、夏休みの最繁忙期に従業員の新型コロナウイルス感染症の感染に伴う休業により落ち込んだ収入の回復、それに伴う売店や入浴利用代金の収入増を見込んでおります。

また、株式会社イトバナシ様の協力を得て、大塔郷土館ではスイーツ販売を中心とした営業を行っていることから、道の駅レストランでは

販売品目の異なる、うどんや柿の葉ずしの提供による収入増も見込んでございます。

以上で報第十七号 五條市地域商社株式会社の経営状況の報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実）報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）令和五年度の事業報告書をお願いしたいと思います。

この三ページに、（一）指定管理事業の実施ということが報告されておりますけれども、地域商社の皆さん方にこの事業は委託していると思うんですけどね。この指定管理事業についてはあれですか、地域商社の皆さんの責任で指定管理者を決めて指定管理をしていたらいいのか、それとも地域商社の皆さん方が責任で指定管理の事業も行っているのか、その辺はどういうことですか。

○議長（福塚 実）池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）十二番、大谷議員の御質問にお答えいたします。

株主としては五條市でございます。ただ、事業に関しては指定管理してございます事業者の責任でございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）だから、地域商社とは別に指定管理者はおらないわけですよ。指定管理者、別に決めていますか、決めていますか。

それと、これそうしたら、令和五年度の報告書は決算としては黒字なのか、赤字なのか、その辺はこれはこの報告書のどこに掲載されているのか、その辺はどうですか。

○議長（福塚 実）池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）まず、決算としたら赤字でございます。七十二万一千五百七十四円の赤字決算となっております。決算報告書の

四ページ、損益計算書の二枚目の一番下にもございます、当期純損失金額で表示してございます。

以上でございます。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

以上で報第十七号の報告を終わります。

昼食のため、一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時五十分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（福塚 実）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
この際、申し上げます。

本日午前に行いました報第十七号の報告におきまして、理事者側から報告の訂正をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）失礼いたします。議長から発言の許可をいただきましたので、午前中の報第十七号 五條市地域商社株式会社の経営状況の報告について、金額の訂正をさせていただきます。

御報告の際に、決算報告書の中の損益計算書四ページ、右端の段、中段、販売費及び一般管理費合計を五千五百三万六千六百七十三円と御報告をいたしました。正しくは五千三百三万六千六百七十三円でございます。おわびして訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（福塚 実）以上で報告の訂正を終わります。

○議長（福塚 実）次に、日程第四、報第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）報第十八号 令和五年度五條市一般会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（福塚 実）報告を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。ただいま上程いただきました報第十八号 令和五年度五條市一般会計予算繰越計算書の報告につきま

して御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三ページを御覧いただきたいと存じます。

令和五年度の繰越明許費につきましては、全十八事業、八億一千九百三十四万八十円を翌年度へ繰越したことについて、地方自治法施行令第四百六十六条第二項の規定に基づき繰越計算書により報告を行うものでございます。

議案書の四ページから五ページを御覧いただきたいと存じます。

各事業の概要につきましては、三月定例会等において既に御説明申し上げておりますので、割愛をさせていただきます、繰越理由と繰越理由別の合計金額を繰越計算書の左から三列目の事業番号、事業名で報告をさせていただきます。

初めに、経済対策等の国補正予算に伴うものとして、三、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援（非課税世帯）事業、四、低所得者支援（住民税均等割世帯こども加算）事業、九、地域振興券事業の三事業、合計二億二千二十三万五千八十円でございます。

次に、国・県の補助事業追加採択等に伴うものとして、十一、農村地域防災・減災事業の一事業、合計三千六百万円でございます。

次に、災害復旧事業といたしまして、十五、農業用施設災害復旧事業、十六、農地災害復旧事業、十七、道路災害復旧事業、十八、河川災害復旧事業の四事業、合計二億二千万円でございます。

次に、補助金・負担金・交付先の事由、財源確保、入札不調等、その他外的要因によるものとして、二、戸籍情報システム等改修事業、五、新型コロナウイルスワクチン接種事業、六、高圧電気設備機器更新事業、七、五條市応急診療所発熱外来診察室移設事業、八、共同墓地災害復旧事業補助金の五事業、合計二千八十七万五千円でございます。

次に、地元調整、事業間調整等の事由によるものとして、一、内部事務システム更新事業、十、道路新設改良事業、十二、都市計画道路見直し検討事業、十三、五條市公園施設長寿命化対策支援事業、十四、下水路整備事業の五事業、合計三億二千二百二十三万円でございます。

繰越し事業につきましては、以上でございます。

未完了の事業につきましては、早期完了に向け鋭意、取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（福塚 実）報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。

「〔なし〕の声あり」

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

以上で報第十八号の報告を終わります。

○議長（福塚 実）次に、日程第五、報第十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）報第十九号 令和五年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（福塚 実）報告を求めます。柴田水道局長。

〔水道局長 柴田裕彦登壇〕

○水道局長（柴田裕彦）ただいま上程いただきました報第十九号 令和五年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、地方公営企業法第二十六条第三項の規定により御報告を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六ページを御覧願います。

本繰越計算書は、一款資本的支出、一項建設改良費の一部を翌年度に繰り越したものでございます。

簡易水道施設整備事業の最終予算額七億四千三百二十四千円のうち、七億一千二十四千円を翌年度に繰り越したものでございます。

次に、老朽管布設替事業で、最終予算額一億七百四十二万八千円的全額、一億七百四十二万八千円を翌年度に繰り越したものでございます。

次に、配水管布設整備事業で、最終予算額七千七万円のうち、二千八百九十三万円を翌年度に繰り越したものでございます。

次に、ポンプ設備更新事業で、最終予算額七千七百四十四万五千円のうち、二千五百七十四万円を翌年度に繰越したものでございます。

財源につきましては、国庫支出金、企業債と一般財源を充てております。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実）報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。（〔十二番〕の声あり）

○議長（福塚 実）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）一から四まで、四事業を繰越しされるといふことですけれども、能登半島地震の教訓からやはり地震に強い布設管はじ

め水道施設にしておくということが求められるわけですが、その点は費用も高くつくか分かりませんが、その辺は耐震の強い水道管やその他の施設を目指してやっていたのかどうか、その辺はどうですか。

○議長（福塚 実） 柴田水道局長。

○水道局長（柴田裕彦） 大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

配水管の布設、移設、布設替えにつきましては、耐震性を伴います耐震管を最優先で採用して工事をしております。
以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） その簡易水道の今現在、残っている繰越しの部分と、そして、老朽管、これ丸々繰越しなんですけれども、交換していくというふうなお話になっていると思うんですけれども、これ繰越しになっている要因はどういう原因で繰越しになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（福塚 実） 柴田水道局長。

○水道局長（柴田裕彦） 吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

今回の簡易水道事業の整備に係ります繰越しの理由でございますけれども、半導体の部品をたくさん使っておりますけれども、半導体の需給が逼迫しております影響で、基盤とかポンプの製造の納品が延期となったものが多くございます。

そして、老朽管の布設替え事業なんですけれども、併行して施工しております、ほかの課の工事との調整で路面復旧工事の進捗が遅れたことによるものでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

以上で報第十九号の報告を終わります。

○議長（福塚 実） 次に、日程第六、報第二十号を議題といたします。

事務局長より件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 報第二十号 令和五年度五條市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（福塚 実）報告を求めます。上田井都市整備部長。

〔都市整備部長 上田井 朗登壇〕

○都市整備部長（上田井 朗）ただいま上程いただきました報第二十号 令和五年度五條市下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、地方公営企業法第二十六条第三項の規定により御報告を申し上げます。

議案書の九ページを御覧願います。

本繰越計算書は、一款資本的支出、二項建設改良費の一部と一款下水道事業費用、一項営業費用の一部を翌年度に繰り越したものでございます。

資本的支出の建設改良費の最終予算額八千七百四十万四千円のうち四千七百一十一万七千円を翌年度に繰り越したものでございます。

四千七百一十一万七千円の内訳といたしましては、工事請負費三千百三十一万七千円、水道管等移設補償九百七十万円、家屋等調査業務委託六百十万円、財源につきましては、国庫支出金一千七百三十一万三千四百五十円、企業債二千九百七十万円、一般財源十万三千五百五十円を充てております。

次に、下水道事業費用の営業費用の管渠テレビカメラ調査事業費の最終予算一千二百万円のうち五百七十六万八千五百円を翌年度に繰り越したものでございます。

財源につきましては、国庫支出金二百四十八万四千二百五十円、一般財源三百二十八万四千二百五十円を充てております。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実）報告は終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）このテレビカメラ調査事業というこの目的、必要性は何なのか。そして、どういう箇所に何箇所ぐらい設置するのか、その辺りですか。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

管渠テレビカメラ調査におきましては、実際に下水道管の内部を直接カメラにて撮影することにより、老朽化の状況を調査するものでござ

います。

今回の繰越し理由でございますが、通行止めを行う必要があり、地元関係機関との協議に日数を要したためでございます。箇所等に関しては、本工程については一箇所となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 先ほどの議案とも関係しますけれども、これは三月議会で会計年度の年末は三月の末ですからね。これ、今、六月ですから、今のこの六月議会にならないと繰越しの必要性は判断できなかったのか、三月議会で判断はできなかったのか、その辺はどうですか。

○議長（福塚 実） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗） 公営企業法の定めにより、会計決算期と今回の公共下水道事業の繰越しに関しては、権限として認められているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

以上で報第二十号の報告を終わります。

○議長（福塚 実） 次に、日程第七、報第二十一号を議題といたします。

事務局長より件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 報第二十一号 専決処分の報告について（五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正）

○議長（福塚 実） 報告を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹） 失礼いたします。ただいま上程いただきました報第二十一号 専決処分の報告について（五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正）につきまして提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十ページから十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が令和五年六月九日に公布され、その施行期日を定める政令が令和六年四月十二日に公布されたことに伴い、地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和六年五月十日付けをもって専決処分としたため、同項第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書十二ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い個人番号による情報連携が可能な事務を規定する別表第二が削除されるため、本条例において、同法別表第二を参照している箇所について用語を定義し、文言を置き換えるものでございます。

まず、第二条第四号の次に第五号、特定個人番号利用事務、法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務を言う。

第六号、利用特定個人情報、法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報と言う、を加えるものでございます。

次に、第四条第一項中、法別表第二の第二欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に改め、同条第三項中、法別表第二の第二欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に、同表の第四欄に掲げる特定個人情報を利用特定個人情報に、当該特定個人情報を利用特定個人情報に改めるものでございます。

本則は以上でございます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

施行期日について定めており、令和六年五月二十七日から施行することとしております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実） 報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

以上で報第二十一号の報告を終わります。

○議長（福塚 実） 次に、日程第八、議第三十三号を議題といたします。

事務局長より件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 議第三十三号 五條市立養護老人ホーム設置条例の全部改正について。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口久美登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口久美） 失礼いたします。ただいま上程いただきました議第三十三号 五條市立養護老人ホーム設置条例の全部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十三ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきまして、現在、直営で実施している本老人ホームに対し、指定管理者制度も可能とするため、本条例案を改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案書十四ページから御覧いただきたいと存じます。

まず初めに、条例の名称につきまして、設置と管理の両方の事項を条例案の中に盛り込んでいるため、本改正案で五條市立養護老人ホーム設置条例の設置を削除し、五條市立養護老人ホーム条例と改めております。

次に、第一条及び第二条にて、老人ホームや設置理由と名称、位置及び入所定員について定めております。

第三条にて、老人ホームで実施する事業について定めております。

第四条から第七条につきまして、指定管理者による管理を可能とすること、また、その申請、指定管理者の指定、指定管理者が行う業務についてそれぞれ定めております。

次に、第八条にて、老人ホームに入所できる対象者について。

第九条にて、入所措置により入所した者の費用の請求及び徴収について定めております。

第十条から第十一条では、入所者及び入居者生活介護事業を利用する者の使用料及び利用料金について、納付された利用料金の収受について定めております。

次に、第十二条にて、指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者の秘密保持義務について定めております。

第十三条では、老人ホームに診療施設を置くことについて定めております。

次に、第十四条にて、老人ホームの管理を指定管理者が行う場合の条文の読替えについて定めております。

第十五条では、委任について定めており、この条例の施行に関して必要な事項は市長が別に定めることとしております。附則としまして、第一項で施行期日を規則で定める日からとし、第二項、第三項で経過措置について、第四項で準備等について定めております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 今現在、何人、入所されているのか。そして、また、これはもちろん社福の資格が要りますよね。その点について二つお尋ねします。

○議長（福塚 実） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

入所者につきましては、令和六年五月一日現在、四十四名の方が入所されています。

それから、社会福祉士のことでよろしいでしょうか。特に介護職の方であれば、職員としては大丈夫です。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 社会福祉法人の資格が要るかどうかということです。

○議長（福塚 実） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） 失礼いたしました。厚生労働省からの許可が要ります。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そして、現在の市職員さんが何名おられるのか、介護職員さんが何名おられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（福塚 実） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）御質問にお答え申し上げます。

職員ですが、計二十一名おります。そのうち介護職がフルタイムパートの会計年度任用職員が十名です。
以上です。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） これ、今は指定管理できる条例なんですけれども、これは有償で考えているのか、それとも指定管理のほうは無償で考えているのか。

○議長（福塚 実） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） 現在のところ、まだそこまで設定しておりません。

以上です。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 御存じのように、人間の命と健康に関わる事業ですからね。老人ホーム、以前のホームから新しく建て替えた現在まで、ずっとこれ指定管理ではなしに市の直接の責任で行ってきたわけですけどね。そういう人間の命と健康に関わるこの大事な事業を指定管理にする目的は、一番の目的は何なのか、その辺はどうですか。

○議長（福塚 実） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） 十二番、大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

今後ますます高齢化が進んでいく中で、利用者さんの生活及び介護面でも、今後サービスの向上がかなり求められると思っております。民間事業者のノウハウを活用し、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を期待し、指定管理者制度の導入を考えております。

以上です。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） ニュース等で、皆さんも御存じのように、介護施設でのいじめ問題もかなり発生しております。したがって、先ほどから職員の人数等の質問がありましたけれども、やはりこの事業は費用を節約するという、それが第一番では、これはいけないのではないかと、その辺をやはりよく考えて、人間の命と健康を守る事業ですから、慎重に検討することが必要ではないかということを申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第九、議第三十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第三十四号 五條市過疎地域における市税の特別措置条例の一部改正について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。ただいま上程いただきました議第三十四号 五條市過疎地域における市税の特別措置条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十九ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が令和六年三月三十日に公布され、令和六年四月一日から施行されたことに伴い、五條市過疎地域における市税の特別措置条例の一部を改正するものであります。

恐れ入りますが、議案書の二十ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市過疎地域における市税の特別措置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

まず、第二条第一項中、令和六年三月三十一日を令和九年三月三十一日に改めるものでございます。

本則は以上でございます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

施行期日について、公布の日から施行し、改正後の第二条の規定は令和六年四月一日から施行することを定めております。以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 大変、今、求められていることだと思いますけれども、このいただいた資料を見ますと、課税免除の概要というところを見ますと、対象業種、対象設備、対象要件、免除期間、適用期間、申請期限と大変条件が厳しいですからね。これ、もう早く申請をしてくださいということで、市民の皆さん方にお知らせしなければいけないというふうに思いますけれども、この申請期限、翌年の三月三十一日までとなつていますが、今から考えたなら、いつが期限なのか。そして、その市民へのお知らせをどのようなスピードでやられるのか、その辺、どうですか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 十二番、大谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

一番下の申請期限につきましては、資産を新しく取得してから翌年の三月三十一日までに申請をしていただくという形になります。そういう対象の企業の受付が令和九年の三月三十一日までに延びたという形になります。

周知につきましては、広報、ホームページ等で周知をする予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 市民へのお知らせは、あらゆる方法でお知らせをして、知らなかったという方が発生しないように、関係者には全ての申請を促す、その体制をとられるように強調しておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（福塚 実） お諮りします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実）次に、日程第十、議第三十五号を議題といたします。

事務局長より件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第三十五号 五條市立図書館条例の一部改正について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長 名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩）失礼いたします。ただいま上程されました議第三十五号 五條市立図書館条例の一部改正につきまして提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十一ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、五條市立図書館の公の施設の管理について、本条例の本則において、指定管理者が行うと定めており、教育委員会が直営できる場合に関しましては、条例附則第四項において、指定管理者の指定を取り消した場合等、限定的となっております。

今回の改正では、教育委員会の管理権限を明確にすることを目的に、条例本則において、教育委員会の職員としながら指定管理者による管理を行わせることができるよう改正するため、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書二十二ページを御覧いただきたいと存じます。

改正内容につきましては、まず、改正条例の本則でございますが、第四条では、指定管理者による管理を原則としている点を改め、教育委員会が直営管理を行うことについて、条例本則で妨げないよう改正を行うものでございます。

次に、第八条第二項中から第十条第二項中までは、管理主体を指定管理者から教育委員会に改めるものでございます。

次に、第十四条の二につきましては、五條市立図書館の管理を指定管理者に行わせる場合の館内の規律等に係る読み替え規定を追加するも

のでございます。

次に、附則第四項の削除につきましては、指定管理者の指定を取り消した場合等において、教育委員会が直営にて管理できるよう定められたものであり、本改正によって指定管理者による管理の原則を改めるため、不用となるものでございます。

次に、議案書二十三ページを御覧ください。

附則として、本改正条例の施行期日及び経過措置を定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。
本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実） 次に、日程第十一、議第三十六号、議第三十七号及び議第三十八号を一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 議第三十六号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について、議第三十七号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について、議第三十八号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。馬場すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 馬場由美子登壇〕

○すこやか市民部長（馬場由美子） 失礼いたします。ただいま上程いただきました議第三十六号から議第三十八号の奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更及び組合の解散並びに解散に伴う財産の処分についての三議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業は、昭和四十四年に施行された同対策事業特別措置法に基づく環境改善対策の一環として、各自治体が住宅の新築や改修等に必要な資金の貸付けを行った事業でございます。

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合は、この貸付金の回収事務を共同処理するために、平成十七年に奈良県内市町村により結成され、構成市町村の債権回収に寄与してまいりました。しかしながら、回収が進み、債権数が大幅に減少したこと等により、効率的に回収を進めていくという組合の目的を果たすことが難しい状況となったことから、設立当初の目的は概ね達成し、その役割を果たしたとして当該組合を解散しようとするものであります。

初めに、議第三十六号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う事務の承継についての規定を組合規約に盛り込むものでございまして、地方自治法第二百八十六条の第一項の規定による協議を行うため、同法第二百九十条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。議案書の二十五ページを御覧ください。

組合規約の変更内容でございますが、第二十二条、組合の解散に伴う事務の承継については、組合市町村が議会の議決を経てする協議をもつて定めるとする条文を追加するものでございます。

また、附則におきまして、規約の施行期日を定めております。

続きまして、議第三十七号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十六ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方自治法第二百八十八条の規定により、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について、協議書により、構成市町村と協議を行うため、同法第二百九十条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案書の二十七ページから二十八ページを御覧ください。

協議書の主な内容といたしましては、組合は、令和七年三月三十一日をもって解散することとし、解散に伴う事務については、五條市が承継することとするものであります。

続きまして、議第三十八号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十九ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方自治法第二百八十九条の規定により、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について、別紙の協議書により構成市町村と協議を行うため、同法第二百九十条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案書の三十ページから三十一ページを御覧ください。

協議書の主な内容といたしましては、財政調整基金については構成市町村が組合に負担した負担金の割合に応じて返還すること、残存債権については、当該財政に係る貸付けを行った市町村に移管すること等とするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） この三十ページの上に「財政調整基金（以下「基金」という。）については、令和六年度末の基金残高を奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の設立から解散に至るまでの間に、構成市町村が組合に負担した別表の負担金の割合に応じて配分する。」と、こうなっていますけれども、そうしたらあれですか、全体の金額は、今、財政調整基金の金額は、現在、幾らあるんですか。

○議長（福塚 実） 馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子） 十二番、大谷議員の御質問にお答えいたします。

令和五年五月末の財政調整基金残額が二千六万三千九百円となっております。解散時ですので、六年度末の残額は約一千二百万円と見込まれております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 現金であります財政調整基金、令和五年度の末で大体二千六万円、これをこれから分けるわけですが、これ、この二十八ページに構成市町村の負担金の割合、ありますわな、ここに、二十八ページに。また、三十ページから三十一ページにも構成市町村の負担金の割合と、これ二つありますでしょう。この二つは、これはあれですか、中に、五條市の場合は、二十八ページでも三・二〇、三十一ページも五條市の場合は三・二〇と同じ数字やけれども、その他の市町村もこれ全部、同じ数字やけど、二箇所これ掲載されているのか。それともこれ別に掲載せないかんその理由があったのか、これはどういうことですか。

○議長（福塚 実） 馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子） お答えいたします。

同じ資料がついております。同じ別表になります。議第三十七号で協議していただく、この協議書の中の文書の中に、事務の承継のところ
に別表というところが入っておりますので、まず一回、入れてあります。

続きまして、三十八号のところの協議内容につきましても別表という言葉が入っておりますので、同じ表で入れさせていただいております。
以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）そうしたら、現金はこの割合に応じて返してもらえということでもいいわけですけども、借金という負の財産はありま
せんか。借金は。

○議長（福塚 実）馬場すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（馬場由美子）お答え申し上げます。

五條市に戻ってくる債権はございます。約五千九百万円、残っております。
以上です。

○議長（福塚 実）石田理事。

○理事（石田茂人）大谷議員の御質問にお答えします。

先ほど担当部長のほうで、令和五年五月末の財政調整基金の残額の数字でございしますが、二千六十三万九千円というふうなことで、
財政調整基金の残額については二千六十三万九千円というふうなところでございます。

以上でございます。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第十二、議第三十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第三十九号 財産の取得について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。平己危機管理監。

〔危機管理監 平己富長登壇〕

○危機管理監（平己富長） ただいま上程いただきました議第三十九号 財産の取得につきまして提案理由の御説明をいたします。
お手元の議案書、三十二ページを御覧願います。

本案は、五條市消防団第一方面隊六分団一部が使用する消防自動車が三十年の使用期限を迎え、更新するにあたり、消防自動車を購入するため、地方自治法第九十六条第一項及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により議会の議決を求めるものでございます。
取得する財産の名称及び数量は、消防自動車、「CD-1」一台でございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札、入札金額は税抜き一千九百三十万円で、契約金額、税込みの二千百二十三万円、契約の相手方は、兵庫県三田市テクノパーク三十二番地、株式会社モリタ関西支店支店長、谷口裕和でございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 条件付きの一般競争入札で応札があつて、ここに発表になって、承認を求めるものだと思います。この入札の会社、何者、応札がございましたか。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 九番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

四者から応札がございました。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 競争入札ですので、最低価格を設けてあると思うんですけれども、それ公表できたら教えていただけますか。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 今回、最低価格は設定はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） そうしたら、競争入札で条件をつけたと思うんですけど、消防ポンプ車の。だから、この中で一番安かったのか、だからこれに決まったわけでしょう。入札のやはり条件というのは、最低価格は決めてなかった、予定も決めてなかった、それで入札したんですか。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） お答え申し上げます。

予定価格は設けております。下限としては設けておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 教えてよ、それ言われへんの。

○議長（福塚 実） 平己危機管理監。

○危機管理監（平己富長） 金額でよろしいでしょうか。金額、予定価格といたしまして、予定価格は二千六百三十万五千九百五十円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実） 次に、日程第十三、議第四十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 議第四十号 令和六年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹） 失礼いたします。ただいま上程いただきました議第四十号 令和六年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定につきまして提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和六年度五條市一般会計補正予算（第二号）のページを御覧いただきたいと思います。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。その総額にそれぞれ六千七百四十三万五千円を追加し、総額で百八十八億二千九百九十一万円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

五ページを御覧いただきたいと存じます。

総務費、総務管理費、企画政策費の百九十五万円でございますが、二〇二五大阪・関西万博奈良県実行委員会負担金として所要の経費を計上するものでございます。

次に、民生費、社会福祉費、介護保険推進費の二百五十一万九千円でございますが、介護保険特別会計における介護報酬改定等に伴うシステム改修費の補正に伴い同特別会計に対する繰出金を追加するものでございます。

次に、衛生費、保健衛生費、予防費の六千五百六十四千円でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業等を行うため所要の経費を計上するものでございます。

次に、予備費の百四十万二千円でございますが、顧問弁護士報酬に充用した予備費を充当するため所要の経費を計上するものでございます。歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入を御覧いただきたいと思います。

国庫支出金において三千八百二十九万七千円を、繰入金において二千七百八十七万八千円を、諸収入において百二十六万円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 二〇二五大阪・関西万博の奈良県実行委員会の負担金でございます。

奈良県としての各市町村の合わせた負担金は幾らになるのか。こういった割合でこの金額になったのか、それを教えていただけますか。

○議長（福塚 実）西本市長公室長。

○市長公室長（西本久雄）九番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

本負担金でございますが、先般、奈良県が主体となつて立ち上げました二〇二五年大阪・関西万博県実行委員会でございます。その負担金でございます。県を含めまして三十九自治体、それから経済団体、金融団体合わせまして合計五十八の団体でございます。

今回の負担金の算出でございますが、実行委員会全体としては五億円の事業費を二年間で計上いたしております。そのうち県が行う事業としては二億円、残りの三億円が県と市が連携して行う市町村の連携事業ということで三億円でございます。そのうち県が二億円の負担、一億円が市町村の負担ということでございます。最終一億円を県内の市町村で均等割と人口割によつて案分して計算されたものが百九十五万円掛ける二年度分でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ややこしい、表にしたら分かりやすいと思うんですけども、百九十五万円、二年間で四百万円弱の負担金でございます。これ経済効果もあつて、どこまで五條市にその経済効果の波及があるか分かりませんが、万が一この万博が赤字になった場合にこの実行委員会にその負担を強いられるのかどうか、その辺はいかがですか。

○議長（福塚 実）西本市長公室長。

○市長公室長（西本久雄）御答弁申し上げます。

現在のところ、残余財産、それから財産の処分等の方法については、実行委員会で審議するということになってございまして、現時点では詳細は決まっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）決まっていなくても、赤字になった場合の負担はないということでもよろしいんですね。分からない。そういった負担金ではないですね、今回の決めたのは。実行委員会にも、やはりその赤字を補填しろということになってこないんですか。ないと思いますけれども、その辺は分かっている範囲で、教えていただけますか。

○議長（福塚 実）西本市長公室長。

○市長公室長（西本久雄）御答弁申し上げます。

県のほうと連絡等協議している内容といたしましては、市町村連携事業としまして、予算が一億円でございます。一億円のうち、本年度は機運醸成の事業も行っておりますし、来年度につきましては、予算の一億円の中で事業を組まれるということですので、追加ということは、今のところはないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本孝議員。

○七番（岩本 孝）六ページの予備費で、顧問弁護士費用というふうな御説明でしてんですけど、どんな裁判かな、これ、百四十万二千円の。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）七番、岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

こちらの費用に関しましては、住民訴訟による違法行為確認請求事件に関する本市の顧問弁護士である弁護士への報酬費用でございます。以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（福塚 実）七番、岩本孝議員。

○七番（岩本 孝）裁判、住民訴訟によるいうけど、それ何かその裁判の、はっきり申せませんのですか。件名何か。

○議長（福塚 実）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）御答弁申し上げます。

先ほど申し上げました違法行為確認請求ということで、具体的内容の部分を御説明いたします。

里道の使用に対しての境界の問題についての訴訟でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実）石田理事。

○理事（石田茂人）岩本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、部長のほうから、件名につきましては、令和五年ウ第六号 住民訴訟による違法行為確認請求事件でございます。この事件の内容につきましては、里道を挟みましてA、Bの方がおられます。このAの方から、五條市に対しまして、その管轄している里道につきまして、当該里道と対側地との境界を確定しないこと及び対側地の所有者に対して、その里道上に物件が乗っておりますので、その里道の占有部分の明渡

し請求をしないことが財産の管理を違法に怠るものであると主張されまして、それに伴いまして、地方自治法二百四十二条の二第一項第三号に基づきまして、被告を相手に上記、怠る事実が違法であることの確認を求める事案でございました。

以上でございます。結果は棄却でございます。（「五番」の声あり）

○議長（福塚 実） 五番、吉田正議員。

○五番（吉田 正） 先ほどの西本市長公室長の答弁、山口議員からの中で、その負担金の赤字になった場合云々、分かりませんということだったんやけれども、総務の委員会ときにはきちつと返事できるようにしておいてください。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実） 次に、日程第十四、議第四十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 議第四十一号 令和六年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口久美登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口久美） 失礼いたします。ただいま上程いただきました議第四十一号 令和六年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和六年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページにつきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきまして、歳入歳出予算額にそれぞれ二百五十一万九千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ四十一億二千三十一万九千円とするものでございます。

それでは、四ページ、歳出予算から御説明申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費二百五十一万九千円につきまして、令和六年八月から介護保険法の一部改正が実施されることから、介護保険システム改修業務委託料を追加するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

三ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入を御覧いただきたいと存じます。

繰入金において、二百五十一万九千円を追加いたしましたして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十五日から二十四日まで休会とし、次回、二十五日午前十時に再開して議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時四十二分散会